

歯科材料(09) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレンブ研削器具 JMDN70901000

ダイネックスチタン

【形状、構造及び原理等】

[形状、構造]

ガラスファイバーと人造研削材を有機樹脂で結合した薄い円盤状砥石である。

・型式 オーダーナンバー

φ26mm×0.3mm・・・58-0326



φ22mm×0.3mm・・・58-0322



【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】(*)

製造販売業者

株式会社日本歯科商社

製造業者

レンフェルト社 (ドイツ)

(英名)Renfert GmbH

【使用目的又は効果】

・炭化ケイ素、アルミナ等を用いる技工用研削材であり、歯科用ハンドピースに装着し、形態修正等の作業をする。

【使用方法】

- ・マンドレルに本製品を確実に装着し、歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転装置に装備し、回転させ断続的に被切削物に押し付けて研削する。
- ・最大回転数 50,000min⁻¹以下で使用する事。

【使用上の注意】(*)

- ・ハンドピース(タービン)メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ・使用前に回転させて振れがないことを確認すること。
- ・過度な加圧での使用は、折れたり曲がったりすることがあるので避けること。
- ・損傷、変形(錆び、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ・目を保護するために保護メガネ等を使用すること。
- ・最大回転数以上で使用しないこと。
- ・本製品を使用する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本製品により研削した粉塵、破片が目に入らないように注意すること。万一目に入った時には、すぐに流水で洗浄し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本製品は歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。